

第11回（平成28年6月21日）

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が、風邪のため、急遽、御欠席となっております。

以後の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから第11回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「認定個人情報保護団体に期待される役割等について」、事務局に基本的な考え方について資料をまとめさせましたので、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 資料1「認定個人情報保護団体に期待される役割及び委員会としての活動方針等について」に沿って、事務局の考え方を説明させていただきます。

以降、認定個人情報保護団体という言葉については、認定団体と呼ばさせていただきます。

「1. 法律の規定の趣旨及び改正の概要について」、説明させていただきます。

認定団体は、業界・事業分野等の特性に応じた民間事業者による個人情報の保護の推進を図るために、自主的な取組を行うことを目的として、現行の個人情報保護法の下で、主務大臣により認定を受けた法人のことをいいます。

改正個人情報保護法では、従来、主務大臣が行っていた認定団体に係る認定であるとか、その取消し、そのほか、認定業務の実施の方法の改善の命令等の権限を個人情報保護委員会が引き継ぐこととなっています。

また、認定団体制度の実効性を高めるために、主に3つの制度改正が盛り込まれています。

まず、自主ルールである個人情報保護指針の内容が、公平かつ適正なものとなるよう、認定団体が指針を定める際には、消費者の意見を代表する者やその他の関係者の意見を聴くよう努めることとなります。

次に事業者がどのような指針の下で、個人情報を取り扱っているかについて、情報把握が容易になるよう、定められた指針については、委員会への届出が義務化され、届けられた指針については、委員会が公表することとなっています。

さらに、認定団体の対象事業者に対する指導であるとか、勧告等の必要な措置については、現行法では努力義務となっていたところが、義務化されることになりました。

「2. 認定団体に期待される役割について」、説明させていただきます。

先ほど説明した改正内容に加えて、これまで法規制の対象外だった、中小企業が法律の適用対象となります。こうした中で、委員会としては、全ての事業者を監督していく必要がありますが、これには認定団体との連携強化が不可欠になると考えます。このような中で、各認定団体に対しては、次に示す3つの役割を期待するところが大きくなると考えます。

1つ目は、信頼性のあるルールの策定についてです。個人情報保護指針を策定する際には、事業内容や扱う個人情報の特性といったものをしっかり考慮していただくこと、更に

その際には、消費者団体や有識者の意見を取り入れた、公正・透明なルール作りをお願いしたいと考えます。

2つ目は、対象事業者へのルールの徹底、指導、勧告等についてです。例えば苦情相談体制の整備であるとか、監督ノウハウの蓄積、漏えい時の対応等に関する日常的な点検を徹底していただきたいと考えます。

3つ目は、事業者と委員会との情報ハブ機能についてです。具体的には、法律や規則・ガイドラインの対象事業者への周知、事業者の運用実態や課題等についての委員会との情報共有、こういったものを図るための中継機能として、期待したいと考えます。

「3. 委員会としての活動方針について」、事務局の考え方を説明させていただきます。

先ほど説明した認定団体に期待される役割に関係して、次のような形で、活動していったらどうかと考えます。

「(1) 認定団体との連携強化に向けた活動」です。

①として、指針の変更の支援を挙げています。認定団体としては、法改正に伴って、指針の見直しが迫られると思いますが、委員会への相談というものも、今後増えていくと思います。そういった相談に対しては、委員会としては、適切に対処していくべきと考えます。特に匿名加工情報の作成ルールというものが、各認定団体も気になっているところであると思いますので、これについては、事務局レポートのような形を含めて、参考となる情報の提供をしていったらどうかと考えます。

②は連絡会の定期的な開催についてです。法律やガイドライン等の周知、各認定団体の活動状況、事業者の個人情報等の取扱い実態等の情報共有等を図るために、定期的に連絡会を開催し、関係の強化を図ってはいかがかと考えます。

「(2) 消費者団体に向けた活動」です。

認定団体が個人情報保護指針を作成するに当たっては、消費者の意見を代表する者、その他関係者の意見を聴くということが、努力義務になっています。ただし、これには当然消費者団体の理解であるとか、協力が不可欠になります。そこで、消費者団体とのネットワーク構築を図るとともに、個人情報保護指針の作成プロセスへの参画、こういったものに対する理解であるとか、人材育成という面でも支援を行っていったらどうかと考えます。

「(3) 認定団体制度の活性化に向けた活動」です。

現在、認定団体ではないものの、個人情報の取扱いに関する自主ルールを策定して、活動している団体というものが、少なからずございます。こういった団体であるとか、現在、認定団体の対象事業者になっていない事業者に対して、認定団体制度の活動を促進する広報活動、啓蒙活動、こういったものを行っていったらどうかと考えます。

「4. 認定団体に係る政令及び委員会規則等の方向性について」、説明させていただきます。

「(1) 政令・委員会規則について」です。個人情報の保護に関する法律施行令第9条及び第10条では、認定団体の認定の申請や認定業務の廃止の届出に関する規定が定めら

れています。現行の政令では、届出先が主務大臣となっていますので、これを個人情報保護委員会に変更する必要があります。そのほか、認定の申請であるとか、個人情報保護指針の届出の手續等、形式的な規定の整理を行う必要があると考えます。

「(2) 認定団体の認定基準について」です。委員会として、今後、団体の認定を行うこととなりますから、委員会としての認定基準を策定する必要があります。現在、各主務大臣がそれぞれ認定基準を持っていますので、これらの認定基準の内容を精査した上で、おおむね共通する内容を盛り込んだ上で、委員会の認定基準を策定してはどうかと考えます。

以上で説明を終わります。

それでは、審議をよろしく申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 ここで直接的に対象になっている認定団体の他にも、認定団体にはなっていないけれども、自主的なルールを定めようとして、努力しているという話も入っています。その意味でいうと、これで何をどこまでやろうとするのかというのが、はっきりしないと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、どこまで何を達成するのかということはある程度はっきりさせておいたほうが、全体としては、分かりやすいのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○堀部委員長 認定個人情報保護団体以外に、様々な団体で自主的な対応を図っているところは、たくさんあります。そのうち、法律に基づいて、今までは主務大臣、これからは当委員会が認定することによって、公的な意味を持つといいますか、そこは両方あってもいいのですけれども、できるだけ多くのところが認定を受けるように、修正していただくよう、これから広報活動を進めていくことになろうかと思います。

山本参事官、どうぞ。

○山本参事官 今の滝委員の御指摘との関係では、我々としては、2つやっつけていかなければいけないと思っております。

1つは、既存の各主務大臣制度の下で認定された団体が、改正法の下で、円滑に認定団体として活動していくことができるように、我々としては、適切に情報の提供をし、要配慮個人情報、又は匿名加工情報制度といったものについての御理解を各団体に賜っていくということ、これを委員会事務局としては、しっかり促していくことが必要だと思います。現状42団体あります認定団体につきまして、どのような活動をされていくかということについては、認定団体それぞれの判断ではありますけれども、委員会としては、しっかり活動していただくことを期待したいということが1つです。

もう一つは、滝委員におっしゃっていただきましたように、又、委員長にもおっしゃっていただいたように、それ以外に自主的なルールを基にして、認定団体としてではない

活動をしていただいている団体についても、私どもとしては、しっかり情報の提供をし、基本的には各団体の自主的な取組という精神にのっとりながらではありますけれども、認定団体制度を活用していただくような団体については、しっかり御支援申し上げ、そうではなくて、団体にならなくても、自主的に活動していくような主体に対しても、適切にサポートしていく。この両方が求められているのではないかという考え方で、臨んでいきたいと思います。

その意味で、幾つの団体をとか、そういった目標は当面なじまないと思っておりますけれども、まずは改正法についての周知・広報をしっかり徹底していくということだと、事務局としては考えてございます。

○大滝委員 認定団体そのものが増えていくことは、好ましいというか、望ましいことかもしれないのですけれども、実際問題として、それをやっていくことだけではなくて、それから、そこだけにフォーカスを合わせてやっていくというよりも、もう少し全体の底上げというか、周辺も含めてレベルを上げていくとか、しっかり自主ルールを定めて、これにふさわしいような、組織の数を実質的に増やしていくというか、そういうことですか。

○山本参事官 はい。

○大滝委員 ありがとうございます。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今、お話に出ている中で、既に各大臣の下で、認定団体になっているところと、公的な大きな仕事をやっている団体で、認定を受けていない団体と、この業界の団体の枠の外にある事業者と3種になるわけです。認定を受けて、自主的なルールで様々なことを進めていくときのメリットというか、認定を受けた場合と受けない場合で、団体の場合、どう違うのか。全く団体に所属していない事業者の場合、委員会の権限等でどういう具合に違うのか。つまりインセンティブを与えるとすれば、それがお勧めであるならば、認定を団体として受けたほうが、様々なメリットがあるのですという説明をきちんとしないと、そちらはできないと思います。それがまさに大きな団体で、認定を受けていない理由の1つだと思います。

○堀部委員長 宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 今の御質問と関連するのですが、認定団体からしたときに、今、現実の活動内容とこれから求められることのギャップが少しあるのではないかという危惧が1点あります。その上で、今後、認定団体を委員会として増やしていこうという方向であるならば、ある程度のインセンティブを持たせた形で、自主ガイドラインで活動しているところが、更に認定団体になってもらえるようにしなければいけないと思うのですが、果たしてどちらの方向を採っているのかというのは、分からないところです。両方あるということで、認定も、自主ガイドラインも、両方これから同じように支援していきましようとなると、認定されなくても良いのではないかということも起こり得るので、どちらなのか、説明を聞いていて、分からないところがありました。

○堀部委員長 其田事務局長、どうぞ。

○其田事務局長 まず認定を受けていない自主的な団体に、認定団体になっていきましようという活動があります。それはこの団体が認定されなくても、支援しようという趣旨ではなくて、まず認定団体制度にのっかって、認定を取ってくださいますというところが1つあります。

あとは、大滝委員からも、阿部委員からも出ました、全体としての底上げを図っていく。認定団体の活動内容を実質的に向上させていこうという活動がもちろんございます。

もう一つ、そのもっと手前に、今回、中小企業が対象になります。5,000件未満の事業者が対象になるということもありますので、まずは個人情報保護法の法律の内容、法律が改正されたこと、委員会のガイドラインがあるという、最低限のことを知っていただくということが、いの一番にあると思っています。そういうことを業界の企業の皆さんに知っていただくためには、ウェブサイトでありますとか、政府広報とか、様々な媒体はあるのですが、やはり業界団体、認定団体等を通じて、広報・啓発する効果というのは、非常に大きいものですから、そのツールとして、いの一番にそういう役割を果たしていただきたいということがあります。委員会として、認定団体に入ってくださいという趣旨は、そういうことになります。

あと、阿部委員からも、宮井委員からもお話がありましたように、認定団体になるメリット、認定団体の会員になるメリット、2つがあると思うのですけれども、そこはどういうメリット、インセンティブを付けていくか。もちろん会費を払わなければいけないという企業のコストとの兼ね合いもありますので、またこれは委員会で御審議いただきながら、いろんな工夫をしていきたいと思っています。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 私も皆さんがおっしゃっているように、2つあって、1つは、既存の認定団体の熟度を高めて、もちろん十分な団体もありますけれども、そうではない団体もおありになると灰聞をしておりますので、そこは熟度を上げていただいて、このペーパーについてのように、適切な手当てをしていただきたいということが1つです。

もう一つ、認定団体がない分野、個人情報を取得して取り扱う分野は、消費者の目から見ると、物すごく広い、幅広の分野があって、42団体では当然収まり切らない、もっと色々なものがある。先ほど事務局長からメリットというお話がありましたけれども、メリットを感じて作っていただくことの1つの中に、消費者からの苦情を、個々の事業者は、必ずしも全部に対応・把握できなくても、そこが加盟している認定団体が、きちんと対応しますという線を作ることで、消費者に対する一定の信頼感・安定感を抱かせることも非常に重要です。

皆さんおっしゃるように、コストの問題もありますし、様々な問題がありますけれども、団体には会員企業に対する一定の権限もありますから、作りにくさというのはあると思いますが、裾野を広げるべく、活動していただくのが正しいのではないかと思います。我々

もそれをやっていくべきだと思います。

もう一つ、今、話題になっていない部分でいうと、消費者代表が認定団体が指針を作る際にコミットしていくというのは、今回の改正の1つの目玉です。その部分も、認定団体がなければ、コミットしていく余地がありませんから、是非その部分は広げてほしいと思います。

さらにもう一つ言えば、消費者代表という時に、例えば、あなたなりなさいと言われても、個人情報保護法について、必ずしも正しい知識を持っていないところも現実的にはありますので、その部分について、委員会のほうで、消費者団体に対して支援をする、研修等を通じて、支援をするというの、非常に適切な方法だと思います。

○堀部委員長 嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 皆様がおっしゃっていることと同じ視点ですけれども、これは手段だと思います。要は個人情報保護法をどう浸透させるかということの手段の1つに、認定保護団体をどう活用していくかということがあります。それに必ずしも収まり切らない主体があるわけですから、それに対しては、どういうふうにするかという、戦略を手段ごとに書いてみると、もう少し分かりやすくなると思ったことが1つです。

さらに、ご提案いただいた中で、大変有効だと思ったのは、3の(1)の②にある連絡会の定期的開催ということなんです。経団連で、企業行動憲章を作ったときも、様々な企業の現状を情報交流し合って、そして、ブラッシュアップしていった、1つのタイプができて、それを事業者ごとにアレンジしていくという経過がありました。中小企業は別としても、今はある程度の規模の企業で行動憲章を持っています。そういう面から見ると、情報交流というのは、個人情報保護委員会が1つになったためにできることなので、これは大事にしていきたいし、良い情報をどんどん情報交流して、それがまたフィードバックできるようなスタイルにしていきたいので、②はこの中でも注力していきたいと思っています。

○堀部委員長 宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 繰り返しになるかもしれないのですが、大きな方向として、認定を増やして、平準化をしていくということについては、全く異論はございません。その方向で、現在、認定になっていない業界団体の方々の意見をしっかり聞いていただいて、なぜならないのかということ踏まえた上で、進めていただければというお願いです。

○堀部委員長 分かりました。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 これは結構大変なプロジェクトだと思っております、認定団体の部分というのは、委員会自体のリソースという限られた中で、そこをどううまく活用していくかというのは、非常に大きな課題だと思っております。活動方針自体は、非常に良く整理されていると、私自身は思っております、問題はこれをどういうふうを実現していくかということに尽きると考えております。したがって、ここから先は、いわゆるアクションプランをどうしていくのか、そこにどういうタイムラインを引いて、目標を立てるのかということ

だと思しますので、例えば主務大臣からこちらに移行した時点で、どういう姿を描くのかということだと思えます。

先ほど大滝委員もおっしゃったように、例えばその時点でどこまでの目標を立てて、それを達成するためにどういうアクションをするのかという形で、実際のプロジェクトをこれからどういうふうに管理して、マネジメントして進めていくのかということになると思います。全部が一遍にできるわけではありませんので、どういう段階で、何を実現していくかということをはっきり定めて、アクションをしていくということだと思えますので、これから先は、各論で議論することもあると思いますけれども、委員会だけでやる事業ではなくて、団体や消費者団体、いろんなところと一緒にやっていく事業ですから、是非そういうスタンスをしっかり外に出して、協力を得ながらできるような形をとっていただきたいと思えます。

○堀部委員長 分かりました。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 今までの話を聞いていて、全体像を一度描く必要があるのではないかと。何を言っているかという、認定団体のパターンで、その会員になってやるパターンとか、先ほどのカバーし切れない部分はどうか、自主ルールでやるとか、様々なお話があったのですが、最終的には各企業といいますか、そういうところのどこかに落ち着くという話になると思います。それがどういうパターンのところで落ち着くのかという、何となくの全体像が見えてくると、今後、各社がやっていくときに、今、既に認定団体に入っているところもあれば、これからもっと自主的にやらなければいけないと思うところも出たりとか、様々なパターンがあると思います。特に匿名加工情報みたいなものが入ってくると、それに対しての扱いで、自分は一体どういうふうに立ち回っていけばいいのかとか、そういうことも出てくると思います。

そのときに、もしかすると、大企業で、自主ルールで頑張ってしまうなんてところも出るかもしれないし、銀行業界というのは、しっかりと横の連携をしていきますから、そこにきちっと入って、全部いくという、そういう分野もあるでしょうし、その辺は様々出てくると思います。

そういう中を鳥瞰的に見えるものが一度あると、そこから細分化のところは、今、言ったように、それぞれで準備していけばいいと思うのですが、その整理を一度していただくと、広報活動的にも、今回、個人情報保護法になると、こうパターンが出てきますという、その辺が見えると、ありがたいという気がしております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

貴重な御意見をお出しいただきまして、誠にありがとうございます。

個人情報の保護に関する法律を2003年に作りますときにも、個人情報の保護と利活用のバランスをとっていくためにどうするか。主務大臣だけで対応するのは困難ですので、それまでも民間団体がそれぞれ自主的に対応してきました力を借りてということになりました

た。自主的に対応してきました団体やその他の団体について申請に基づいて主務大臣が認定し、その団体の活動を支援していくという意味も持たせて、認定個人情報保護団体という制度を作りました。

公的な対応と民間による対応の両方で保護を図るというやり方は、世界の流れでありまして、様々な国で進んできておりますし、4月に採択されました、欧州連合の一般データ保護規則でも、サーティフィケーションを非常に重視しています。

日本の場合には、認定個人情報保護団体という形で、非常に明確に法的に位置付けましたので、今までの実績を踏まえて対応していくこととなります。昨年の個人情報保護法の改正で、幾つか新たな規定を設けてより良いものになるようにしていこうという経緯があります。

主務大臣制の下では、各主務大臣が所管する事業分野ごとということにして、それぞれの主務大臣で対応の仕方も様々であったと思います。私自身も認定個人情報保護団体を運用した経験を持っています。今後は個人情報保護委員会が全体的に対応するようになりますので、この制度はますます重要な意味を持つこととなりますし、当委員会の役割は非常に大きくなります。

貴重な御意見をお出し頂きましたが、また機会を改めて議論したいと思います。今日の段階では、委員会としての活動方針等についての基本的な考え方は、こういうことでよろしいということであれば、これで進めていくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

その他申し上げたいことはありますけれども、今日は、その辺にいたします。ありがとうございました。

次に議題2「番号法第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する委員会規則等の方向性について」、事務局から資料の説明をお願いします。

○事務局 よろしくをお願いします。

資料2-1、資料2-2を御用意いただければと思います。

資料2-1で、番号法19条8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の方向性について、説明をさせていただきます。

独自利用事務、番号法9条2項に基づき条例で定める事務でございますけれども、この事務に係る情報連携を行うための原則に関して定める規則でございます。従来、委員会規則で定めておりました内容は、番号法改正に伴い、番号法に規定されましたため、規則の根拠となる番号法の規定を変更するものでございます。

内容的には、従来の委員会規則と何ら変わるものではなく、形式改正でございますので、資料2-2に移らせていただければと思います。

番号法19条8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関す



る規則の方向性について、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、独自利用事務についての情報連携を行いたくないという自治体が、条例を制定することによりまして、提供の義務付けを解除する際の規則でございます。

制度としましては、番号法上規定されており、規則において手続等を定める予定でございます。

まず、番号法の規定内容について、説明をさせていただきます。

地方公共団体の独自利用事務に係る情報連携について、提供の求めを受けた地方公共団体の長その他の執行機関は、19条8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例で限定されており、また、あらかじめ委員会規則の定めるところにより個人情報保護委員会に申し出た場合には、当該特定個人情報の提供義務の解除がなされる旨が規定されております。

次に、制定予定の規則の概要について、説明をさせていただきます。

限定機関と呼んでおります、提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている機関が、特定個人情報の範囲が条例により限定されている旨を委員会に申し出る際の手続等を規定する予定でございます。

限定機関が提出する申出書につきましては、次の事項を想定しております。

1つ目として、条例を制定した地方公共団体の名称。

2つ目として、条例の名称、そして、条例において提供しないこととして定める特定個人情報の範囲、こちらにつきましては、括弧書きで書いておりますが、2パターン、条例において規定していただくパターンを考えております。

まずは、独自利用事務が準ずる法定事務の事務レベルで規定をいたしまして、その事務に必要な情報は、全て提供しないというパターン、もう一つは、その事務に必要な情報の一部を提供しない旨を定めるパターンです。

3つ目といたしまして、提供することができる特定個人情報の範囲の限定を開始する日として、希望する日を申出書に記載していただく予定でございます。

なお、条例を制定する場合には、客観的判断に専門的知識を要しますので、あらかじめ個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者等で構成される合議制の機関の意見を聴くように努めるものとするという規定を予定しております。

(2)といたしまして、委員会は(1)の申出事項について、必要があると認めるときには、限定機関に説明又は訂正を求めることができることを予定しております。

(3)(4)につきましては、現行の規則における届出に関する手続と同様の手続について、規定をする予定でございます。

今後のスケジュールですが、こちらの規則と先ほどの8号規則は同様のスケジュールで想定をしております、改正番号法の施行令が公布された後に、パブリックコメント等の手続を経て制定する予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議よろしくお願ひいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を願ひします。

○阿部委員 1つだけ確認したいのですけれども、法定事務で法律に規定されているものについては限定条例で解除できることにはなっていないのですね。

○事務局 おっしゃるとおり、独自利用事務についてだけでございます。

○堀部委員長 熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 条例を制定するケースとして、具体的にどのようなケースが想定されるのでしょうか。

○松元総務課長 例えば、照会する自治体に個人情報の取扱いについて問題があるという事例も考えられるのですが、それにつきましては別途の監視・監督等により対応しますので、この条例を制定するケースとしては想定できません。

他の自治体の独自利用事務についてまでは提供したくないと判断し、事務単位又は事務に必要な情報単位で、提供できる特定個人情報の限定を規定する自治体がもしかしたらあるかもしれないという状況です。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 個人情報等については、厳格に法律で書いてなければ提供を認めないという考え方を採る人たちもいるのです。そのため、法律に委任された規則の枠の中で条例を定めれば、特定個人情報の提供を受けることができるというのは、法律で定めないと認めないという考えからすると、潔くないという考え方をとる首長さんもいると思います。

○堀部委員長 これは特定個人情報、個人番号と関わる場所ですので、特に厳格に考える自治体もあるかもしれません。

○阿部委員 そういう自治体があっても、不思議ではないと思います。

ただ、法律で、法定事務で提供できる範囲に限定して情報提供を受けると規定しているので、法律に基づくものと何ら変わらない。一方、それは規則でそう定めているだけであり、法律でそこまで限定したわけではないのです。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 実際、限定条例を制定する自治体は、どのくらいあるのでしょうか。

○松元総務課長 照会をかけてはおりませんが、非常に少ないのではないかと考えております。

○手塚委員 委員会の立場としては、申出があれば、基本的には受けることになりませんか。

○松元総務課長 はい。承認というものではございませんので、委員会規則に基づく申出事項が記載されており、要件が満たされれば、手続に従って受けることになると思います。

○堀部委員長 先ほど事務局からも説明がありましたように、改正番号法施行令が公布された後に、パブリックコメントの手続を進める予定ですので、また何かお気づきの点があれば、意見を出していただいで、対応していきたいと思ひます。

そういうことで、この件については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に議題3「平成28年度特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針について」、松本企画官から資料の説明をお願いします。

○松本企画官 私からは「平成28年度 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針(案)」について、御説明をさせていただきます。

資料3-1、資料3-2、を使って説明をさせていただきます。

資料3-2でございますけれども、この資料を用いまして、委員会の役割について、冒頭、説明をさせていただきます。

委員会の役割としましては、3つのフェーズがあると考えてございます。まず左の上でございますが、ルール作りと広報、その下に事前対応、事後の対応、この3つのフェーズでございます。

ルール作りと広報でございますが、ここは特定個人情報の適正な取扱いにつきまして、ガイドラインであるとか、Q&Aを策定しております。これらについて、随時、見直しを行っていくといった作業を行っているところでございます。

また、昨年法の改正を踏まえまして、漏えい事案等が発生した場合の対応であるとか、行政機関等に対します定期的な検査、これらに関しまして、委員会規則等を策定しているところでございます。

ガイドライン、Q&A、委員会規則、こういったものにつきましては、委員会のウェブサイトでも周知を行っておりますほか、各種の説明会等の場を使いまして、説明を行うなど、積極的な広報活動を行っているところでございます。

法令、委員会規則といったルールが特定個人情報を取り扱う機関において遵守されるかどうかを見るのが課題となりますが、それにつきましては、事前の対応と事後の対応という2つのものがございます。

事前の対応でございますけれども、特定個人情報保護評価制度であり、マイナンバーを利用します行政機関等が、総合的なリスク対策を自ら行い、公表するものでございます。

一方、事後の対応になりますが、日常の監督、立入検査、情報提供ネットワークシステムによる監視という3つの手法があると考えてございます。

日常の監督でございますが、これは当委員会にございます苦情あつせん相談窓口に寄せられます、苦情等への対応であるとか、あるいは何らかの事案が発生した場合の報告徴収、指導・助言といったものがございます。

例えば、漏えい事案等が発生した場合には、報告を求め、再発防止策の策定等に関し、指導・助言を行うといったことが考えられます。

立入検査でございますけれども、ここは、行政機関等に対します検査を行うほか、漏えい事案等、何らかのことが起きた場合には、随時検査を行うことも当然でございます。

こうした日々の日常の監督であるとか、立入検査を行う中で得られました、各種の情報につきましては、良い事例としての参考情報、あるいは注意喚起事例としての情報提供、こういったことについて、情報提供、情報発信を行うことも事後対応の役割の1つであると考えてございます。

事後対応の3つ目、情報提供ネットワークシステムに係る監視でございますが、これは情報提供ネットワークシステムにおける情報連携自体がまだ開始されておりませんので、もう少し先のことになりますけれども、この連携が始まりましたら、連携の状況について、監視を行うことになります。

資料3-1の「平成28年度特定個人情報の取扱いに関する監視・監督方針（案）」の構成でございますけれども、当委員会発足以来、27年度まで、様々な活動をしているところでございますが、特に27年度の活動実績を踏まえて、その上に28年度の活動を積み重ねる形で記載しております。28年度の監視・監督方針（案）は、これまでの活動を記載し、それを踏まえた上で、こういったことをやっていきますといったことを記載する形としてございます。

まず、監視・監督を行う際等の背景であるとか、そういったことを記載しております。27年度の監視・監督方針では、「平成28年1月にその利用が開始されることを踏まえ」ということで、まだ利用が開始されていない段階でのことを踏まえておりますので、準備行為を前提とした表現で、27年度の監視・監督方針には記載されている部分がございます。

一方、28年度におきましては、「平成28年1月からマイナンバーカードの交付及びマイナンバーの利用が開始されたことを踏まえ」ということで、マイナンバーの利用が開始されておりますので、実際、こういった監視・監督をしていくかといったことを記載するというので、28年度の方針や考え方を記載してございます。

次に、「（1）特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の策定・周知」でございますが、ここでは、特に中小企業をサポートするためのページを当委員会のウェブサイト開設したことであるとか、あるいはマイナンバーの取扱いに関しますリーフレットを広く配布したこと、こういったきめ細やかな広報を、特に27年度に行ってまいりましたということに記載しております。

また、「（2）特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の委員会規則等の制定」「（3）定期的な検査に関する規則の制定」は、昨年法の改正を踏まえまして、漏えい報告に関する規則、あるいは定期的な検査の実施に関する規則、こういった2つの委員会規則を制定したということ、ここに御紹介してございます。

「（5）特定個人情報の適正な取扱いのルールに対する国民の理解の向上」でございますが、昨年10月に開設いたしました、苦情あっせん相談窓口で受け付けました情報や、委員会に寄せられた制度に関する照会等を基に、マイナンバーヒヤリハットコーナーを当委員会のウェブサイトにて設けております。ヒヤリハットの事例であるとか、あるいは番号の提供の際に起きやすいトラブルだとか、こういった事例を紹介したのですが、こうい

たものを設けておきまして、基本的な注意点、どういったことを注意してくださいといったことを事例として紹介しておきまして、国民の理解の向上に努めているということでございます。

「(6)セキュリティに関する体制の整備」でございますが、27年度におきましては「2. サイバーセキュリティをめぐる動向」ということで、サイバーセキュリティ基本法であるとか、サイバーセキュリティ戦略であるとか、サイバーセキュリティ対策の各種の政策等が打ち出されたということがございましたので、これを踏まえまして、27年度におきましては、セキュリティに関します、研修を行うであるとか、関係省庁との情報交換を行うための一定の体制整備を行いましたということを記載してございます。

次からが28年度の監視・監督方針の具体的な事項が記載されています。

「2. 平成28年度における監視・監督の基本的な考え方」でございますけれども、ここでは、28年度の監視・監督方針の基本的な考え方をうたうとともに、なお書きで記載をさせていただいておりますが、平成27年の改正法によります地方公共団体等からの定期的な報告につきましては、27年度では「地方公共団体等からの定期的報告等については、本年度中に委員会規則を制定する」とさせていただいております。

ところが、実際、検討を始めたところ、報告の主体は、あくまで自治体が主体となるということがございまして、彼らの作業負担がどのくらいになるのか、報告できる内容として、どういったものがあるのか、時期的にはどういった時期が適切であるのかといったことを、各自治体と調整し、相談する必要があるということがございましたので、27年度中の制定が難しいのではないかとということになりました。そこで、28年度中に地方公共団体から話を聞き、調整を踏まえた上で、28年度中に規則を作り、報告自体は、29年度から頂くという形に変更させていただいております。

「3. 具体的な取組」でございます。

「(1) 監督」でございますが、監督の実施に当たりましては、相談窓口寄せられませぬ情報や漏えい事案の報告、こういったものも総合的に活用し、必要に応じ、報告徴収や指導・助言を行うことをうたっておりますけれども、特に漏えい事案の報告に関しましては、再発防止策等を含めて指導を行ったり、事業者のマイナンバーの取扱いにつきまして、相談窓口寄せられた苦情がございましたら、事業者に対しまして、報告を求めたり、あるいは事業者の取扱方法につきまして、指導・助言を行うといったことを行っていきたくと考えております。

「(2) 検査」でございますが、検査におきましては、法令で定められました、行政機関等に対します定期的な検査、これは主に特定個人情報保護評価書に記載されております事項が、適切に実施されているかどうかといったことを見るような検査になろうかと思っておりますけれども、こういった検査を行うとともに、法律上、規定されているわけではございませんが、地方公共団体に関します検査も、行政機関等と同じように、実施するとしておりますが、自治体といいましても、それぞれ特性があり、それぞれリスクのある場所も違

いますので、特定のリスクにターゲットを絞った検査も、随時、行っていきたいと考えてございます。

また、検査において把握しました個人番号利用事務実施者等が行っている施策が、他の実施者の参考になる事例につきましては、随時、委員会のウェブサイトにおいて、情報提供を行う等の情報発信を行っていきたいと考えてございます。

監視・監督方針を御説明させていただきましたが、目新しい施策があるということではございません。オーソドックスなものを確実に、一つ一つ実施していくことが重要であるとと考えてございます。

最後になりますけれども、「(5) セキュリティ対策の強化に向けた体制の拡充及び人材の育成」ということで、今年の3月ですけれども、サイバーセキュリティ戦略本部におきまして、サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針というものが決定されております。これを踏まえまして、当委員会におきましても、セキュリティ・IT人材確保・育成計画を策定し、研修の充実や、人材の確保に取り組むといったことを考えてございますので、記載させていただいてございます。

私の説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、コメントはございませんでしょうか。

平成27年10月20日に、平成27年度監視・監督方針を定めましたが、本年度アップデートしていくということです。今年の1月1日から個人番号の利用が始まったという状況もありますので、こういうことで本年度の監視・監督方針とするということになります。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 特に御意見がないようですので、原案どおり決定させていただきます。どうもありがとうございます。

○松本企画官 ありがとうございます。

○堀部委員長 そうしますと、方針の決定の日付は、今日の日付になるのですか。

○松本企画官 今日の日付になります。

○堀部委員長 平成28年6月21日、個人情報保護委員会ということで、公表したいと思えます。

ありがとうございます。

○松本企画官 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に、議題4「その他」です。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの更新について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

主に変更点に絞って説明いたします。

Q3-14という質問の中で、今まで情報システムとだけ書いてあったところに、括弧内に機器を含むと記載することで、パソコンも該当するということを明示いたしました。

アンサーでございますが、委託に該当する事例を2点、該当しない事例を6点ほど、典型的な例として、記載させていただきました。

該当する事例でございますけれども、個人番号を用いて情報システムの不具合を再現させ検証する場合、それから、個人番号をキーワードとして情報を抽出する場合、いずれも個人番号を使う場合は、従来の委託に該当するということを明示してございます。

他方、該当しない場合が6点ほどあります。

1点目、システム修正パッチやマルウェア対策のためにデータを配布し、適用する場合。

2点目、保守サービスの作業中に個人番号が閲覧可能となる場合であっても、画面上に表示された個人番号を書き取ること、プリントアウトすること等の個人番号の収集を防止するための措置が講じられている場合。これは、個人番号が閲覧できていても、収集、保管に該当しなければ、いわゆる個人番号の取得に該当しないという、従来の見解をそのまま具体例に書き起こしたものでございます。

3点目、保守サービスの受付時等に個人番号の内容に含む電子データが保存されていることを知らされていない場合であって、保守サービス中に個人番号をその内容に含む電子データが保存されていることが分かった場合であっても、個人番号の収集を防止するための措置が講じられている場合。つまり、業者から見ますと、最初は個人番号が入っていないと認識している又は個人番号が入っているか分からない場合で、修理の過程で個人番号が入っていると分かった場合です。先ほどと同様に、閲覧のみであれば、個人番号の取得に該当しないという見解によるものです。

ページをめくっていただきまして、4点目でございます。不具合の生じた機器等を交換、若しくは廃棄又は機器等を再利用するために初期化する場合であって、機器等に保存されている個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わないことが契約等で明確であり、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合。

5点目、不具合の生じたソフトウェアの解析をするためにメモリダンプの解析をする場合であって、メモリダンプ内の個人番号をその内容に含む電子データを再現しないこと等が契約で明確であり、再現等を防止するための措置が講じられている場合。

最後でございます。個人番号をその内容に含む電子データのバックアップの取扱い、又は復元を行う場合であって、バックアップデータ内の当該電子データを取り扱わないことが契約等で明確であり、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられている場合。

以上、6点の事例を委託に該当しない事例として、記載しております。

次になお書きがございまして、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しない保守サービスの場合は、従来の個人情報又は営業秘密等が保存されている情報システ

ムの保守サービスにおける安全管理措置の考え方と同様に考えております。委託ではないにしても、今までの個人情報が含まれている機器等の修理と同様の安全管理措置は行ってくださいということを書いております。

最後の段落では、委託に該当する場合は、もとより提起してありますような、安全管理措置をきちんと確認してくださいということを書いております。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 確認なのですが、典型的な例のところの2つ目と3つ目で、防止するための措置という記載が出ています。後段は、どのような措置なのか想像できるのですが、この2つについて、防止するための措置というのは、具体的にはどのような措置をお考えなのか。

○堀部委員長 其田事務局長、どうぞ。

○其田事務局長 基本的には、なお書きに書いてあることと一緒にのですが、そのようなものはコピーをしない、書き取らない、盗まないということは、修理をする側で、きちんと契約なり、社内規則なりで担保されているということ、防止するための措置という言葉で表しました。

○嶋田委員 分かりました。どのような措置なのかと、疑問を持ちました。それらを全部書くわけにはいかないというのは、良く分かります。

ありがとうございます。

○堀部委員長 丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 これはとてもよろしいと思います。これをパソコンの修理をする事業者にも周知することがとても大事なので、そちらについてもよろしくお願ひしたいと思います。

○堀部委員長 よろしいですか。

それでは、このような形で原案のとおり更新することで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 これは是非広報活動をしていただいで、修理しないということがないようにしていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

「議事概要について」は、資料5をご覧ください。資料5にありますように、4月26日に開催されました第7回の委員会の議事概要の案については、委員各位にあらかじめ御確認いただいでおひます。この場で御意見がなければ、原案のとおり、ホームページに掲載することにしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)



○堀部委員長 ありがとうございます。

次に「議事概要の作成・公表方法の変更について」、事務局に説明させます。

○事務局 よろしくお願ひします。

議事概要の作成・公表方法の変更について、説明させていただきます。

元々、個人情報保護委員会の会議の議事概要につきましては、個人情報保護委員会議事運営細目という、2月3日付けの委員長決定文書におきまして、原則として、次の次の委員会です承を得てから、委員会のホームページに掲載することになっております。

ただ、昨今、委員会の会議が注目されておりまして、なるべく早く国民一般への情報の提供が求められていると考えるという、委員長からの御示唆もありましたので、今後、議事概要につきましては、資料は、会議の後、速やかに公表しておりますけれども、議事概要につきましても、早目に、具体的には会議後1週間後をめぐりに、委員会のホームページに掲載することにしたいと考えております。

具体的な作成スケジュールになりますと、委員長、委員の皆様におかれましては、会議の3営業日後ぐらいに、事務局案というものを御確認いただくことになります。

一応参考までに申し上げます。従来は、先ほど委員長からお話がありましたように、会議の議題及び提出資料として、議事概要が出てきまして、その回の議事概要に了承を得たという文章が記録に載っております。しかし、今後は、今回の会議限りの議題としまして、今、私が申し上げます、議事概要の作成手続の変更というものについては議事概要に残りますが、それ以降、次回の第12回会議以降は、議題になりません。資料にも出てきません。当然に議事概要を了承しましたという記述も出てきませんということになります。その代わり、1週間後をめぐりに、委員会ホームページには、議事概要がきちんと載る、そういった取扱いになるということを考えております。

私からの説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

議事概要につきましては、ただいま説明がありましたようなことで作成し、公表していきたいと思ひます。

議事概要でこの委員会で何を議論したかということ、外部の人は知ります。できるだけ早く概要を明らかにしていく必要がありますので、このようにさせていただきたいと思ひます。

それに伴ひまして、各委員には、作成スケジュールに御協力いただくことになりまひますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料については、速やかに委員会のホームページに公表したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は、これにて閉会といたします。

松元総務課長から今後の日程の説明をお願いします。

○松元総務課長 次回は7月15日金曜日の10時30分から、この会議室で行う予定となっております。

また、本日の資料の取扱いにつきましては、ただいまの決定どおりとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございました。